

# 高齢者向け住まいをめぐる調査結果について

170622大阪府にて

高橋紘士

高齢者住宅財団特別顧問

急性期病院の退院患者の退院先調査  
平成27年度高齢者住宅財団調査  
別添資料

### アンケート調査の方法と内容

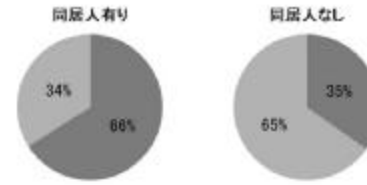
- 対象医療機関  
関東圏・関西圏の一般病棟入院基本科を算定し、療養病棟を算定していない病院(1092病院)
- 調査期間：2016年10月上旬～11月中旬
- 回答者：退院調整・支援業務を担当する職員
- 調査の対象患者：入院前は自宅に住んでいた高齢者
- 退院患者の背景についての質問事項：
  - ✓同居人の有無
  - ✓主たる介護者と就労
  - ✓ADLや認知症の状況
  - ✓毎月負担できる金額
  - ✓居住形態 など
- 312医療機関(回答率:28.4%)から917人の退院患者に関する回答



### 同居人の有無



同居人がいる人の方が入院前と同じ住まいに退院できる割合が高い。

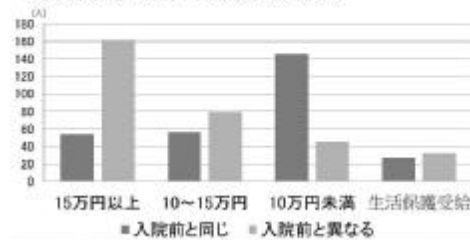


※入院前と同じ ※入院前と異なる

### 所得と退院先



毎月負担できる金額が多い人ほど、入院前と異なる退院先(施設など)になる傾向がある。

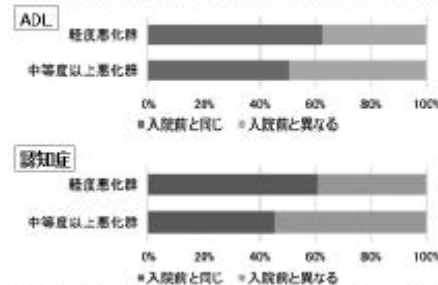


※入院前と同じ ※入院前と異なる

### 所得と退院先 その2

- 毎月15万円以上
  - 介護型有料老人ホーム(特定施設) 51%
  - サービス付き高齢者向け住宅 18%
- 毎月10万円～15万円
  - サービス付き高齢者向け住宅 33%
  - 特別養護老人ホーム 20%
- 毎月10万円未満
  - 特別養護老人ホーム 29%
  - 家族の持家・賃貸住宅 16%

### ADL・認知症の変化と退院先



### 本人希望との相違、その理由は？



本人が退院希望 (n=594)



# フレイル高齢者の 居場所の決定要因

- 状態像
- 制度サービスの状況
- 経済資源制約 居住費用負担水準
- 家族介護力とその代替的關係資源の状況・

# 転居（退院）先の態様

- 高齢者住まいの類型化（平成26年度調査）
- 低所得者向け住まいのクラスターの存在
- 住宅型有料老人ホーム・低所得者ターゲットのサ高住とは
  - 未届けの有料老人ホームの立ち位置とは
  - 把握されないその他住居、老人下宿等の存在？

- 4つのクラスター類型の特徴をみるため、主要項目についてクロス集計を行った。各クラスターで特徴が出た項目のみ抽出すると、以下のような傾向がみられた。

表 III-3 基本属性別 各クラスター該当施設数の集計

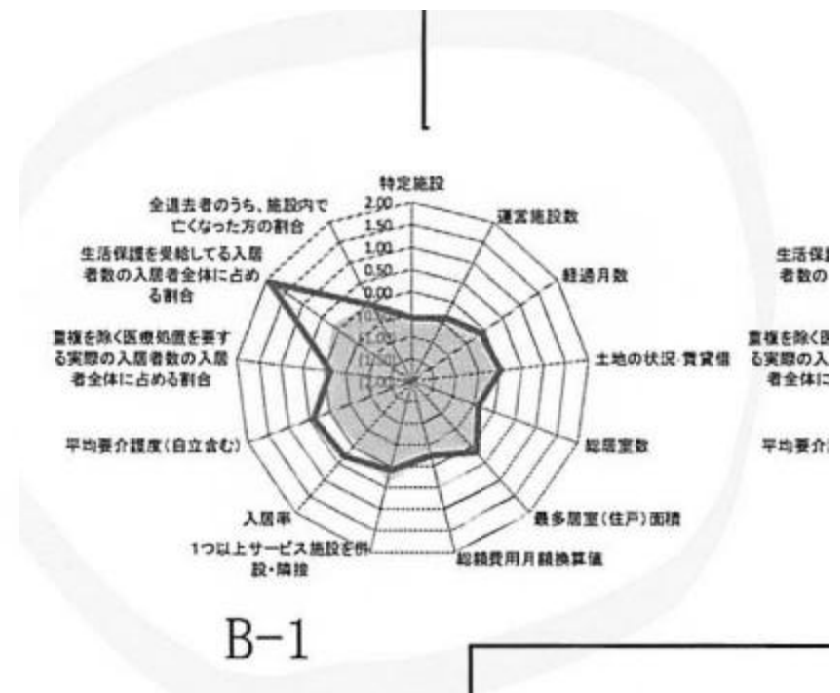
		全体 N=6,369	A-1 N=1,569	A-2 N=868	B-1 N=756	B-2 N=3,176
運営主体	株式会社	3820 60.0%	990 63.1%	852 99.3%	421 55.7%	1547 48.7%
	有限会社	- -	3.1pt -	39.3pt 0	-4.3pt 212	-11.3pt 635
施設の運営法人が運営する施設数が50箇所以上		1057 16.6%	210 13.4%	0 0.0%	212 28.0%	635 20.0%
		- -	-3.2pt -	-16.6pt -	11.4pt -	3.4pt -
有料老人ホーム		869 13.6%	6 0.4%	852 99.3%	0 0.0%	1 0.0%
		- -	-13.3pt -	85.7pt -	-13.6pt -	-13.6pt -
1都3県に立地		4274 67.1%	1378 87.8%	681 78.5%	533 70.5%	1682 53.0%
		- -	20.7pt -	11.3pt -	3.4pt -	-14.1pt -
1都3県に立地		1453 22.8%	417 26.6%	601 69.2%	89 11.8%	346 10.9%
		- -	3.8pt -	46.4pt -	-11.0pt -	-11.9pt -
定員数が45人以上		2180 34.2%	856 54.6%	641 73.8%	105 13.9%	578 18.2%
		- -	20.3pt -	39.6pt -	-20.3pt -	-16.0pt -
入居率が90%以上		3275 51.4%	864 55.1%	525 60.5%	493 65.2%	1393 43.9%
		- -	3.6pt -	9.1pt -	13.8pt -	-7.6pt -
特定施設入居者生活介護の指定を受けている		2240 35.2%	1493 95.2%	637 73.4%	64 8.5%	46 1.4%
		- -	60.0pt -	38.2pt -	-26.7pt -	-33.7pt -
夜間の職員数が2人以上		2535 39.8%	976 62.2%	596 68.7%	190 25.1%	773 24.3%
		- -	22.4pt -	28.9pt -	-14.7pt -	-15.5pt -
夜間に施設に看護職員はいないが、訪問看護ステーション、医療機関と連携		2843 44.6%	538 34.3%	513 59.1%	354 46.8%	1438 45.3%
		- -	-10.3pt -	14.5pt -	2.2pt -	0.6pt -
サービス施設を1箇所以上併設・隣接している		4323 67.9%	816 52.0%	211 24.3%	549 72.6%	2747 86.5%
		- -	-15.9pt -	-43.6pt -	4.7pt -	18.6pt -
入居時要件を「自立・要支援・要介護（要件なし）」としている		3192 50.1%	713 45.4%	495 57.0%	251 33.2%	1733 54.6%
		- -	-4.7pt -	6.9pt -	-16.9pt -	4.4pt -
平均要介護度	(自立を含む)が2.0未満	1798 28.2%	392 25.0%	224 25.8%	98 13.0%	1084 34.1%
		- -	-3.2pt -	-2.4pt -	-15.3pt -	5.9pt -
	(自立を含む)が2.0～3.0未満	2813 44.2%	850 54.2%	461 53.1%	340 45.0%	1162 36.6%
	- -	10.0pt -	8.9pt -	0.8pt -	-7.6pt -	
	(自立を含む)が3.0以上	1386 21.8%	257 16.4%	161 18.5%	276 36.5%	692 21.8%
		- -	-5.4pt -	-3.2pt -	14.7pt -	0.0pt -
入居者に対する生活保護受給者の割合が50%以上		294 4.6%	1 0.1%	8 0.9%	258 34.1%	27 0.9%
		- -	-4.6pt -	-3.7pt -	29.5pt -	-3.8pt -
総額費用(月額換算)が20万円以上		860 13.5%	299 19.1%	466 53.7%	10 1.3%	85 2.7%
		- -	5.6pt -	40.2pt -	-12.2pt -	-10.8pt -

注) 上段:実数値 中段:構成比 下段:全体平均との差  
 一部の特徵ある項目のみ抽出している。中段の構成比はFP204-207より算出  
 全体の分布と10%以上離れているセルを網かけしている

# 高齢者住まいの クラスター分析結果 B-1が低所得者向け住まい

野村総合研究所 平成26年度  
高齢者住まい調査から

# 一般的な有料老人ホームと 低所得者向け住居の特徴



# 「受け皿」としての 未届け有料老人ホーム（別添読売新聞記事）

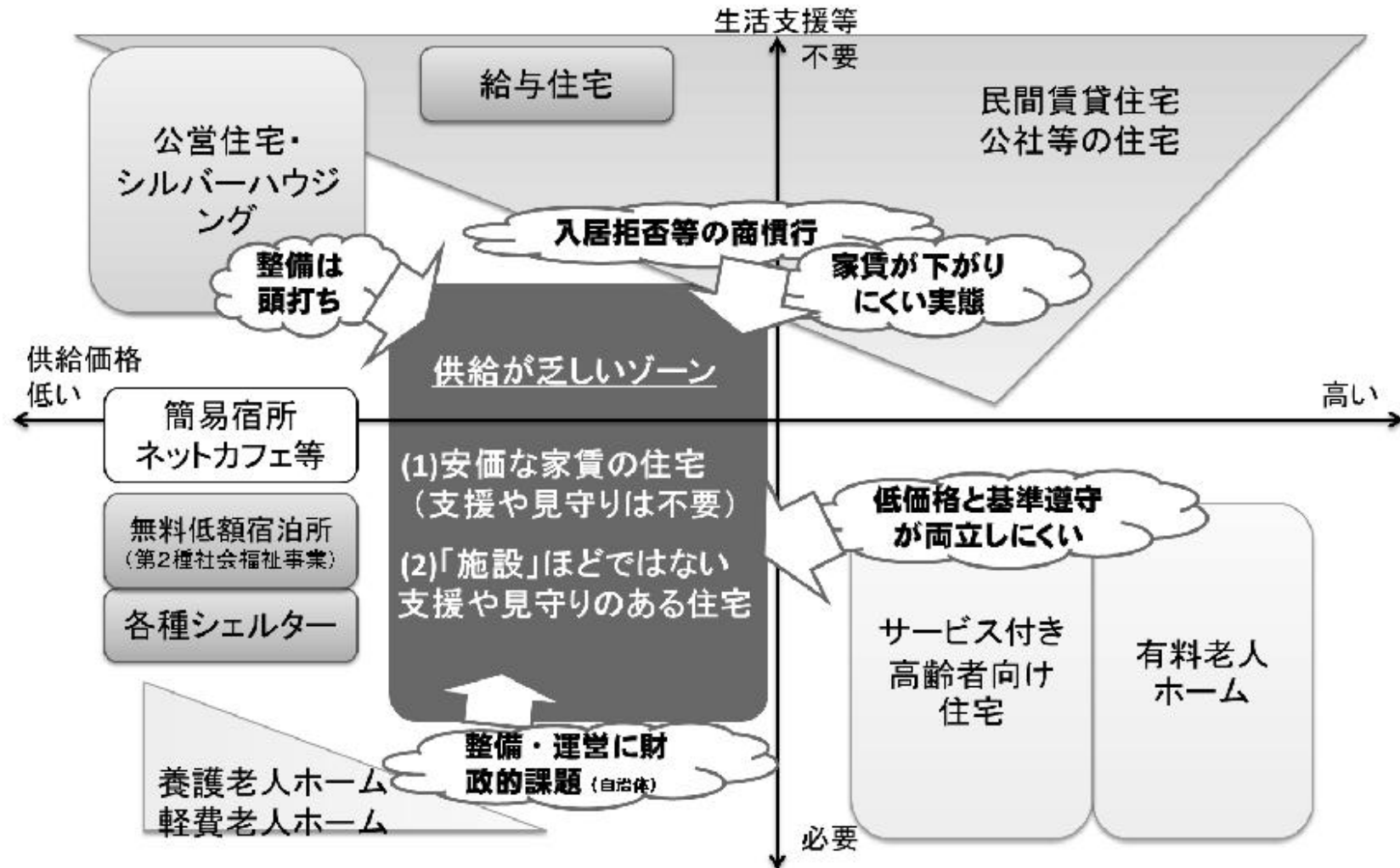
- 紹介経路が病院・地域包括・行政
- 月額費用の低廉化
- 小規模・改修型
- 届出済み住宅型有料老人ホームの低所得者向けとの違いはなにか？
- Sprinkler問題が象徴する運営コストの高騰が届出を回避させているのではないか？平成30年4月以降これらの施設が闇に潜る可能性があるのではないか



# 居住に関する資源を巡る課題

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会(第4回)  
(H28.12.1)」資料

平成27年度社会福祉推進事業  
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より



# 無届け老人ホーム 病院が紹介「7割」

都道府県などへの届け出をしていない違法な「無届け有料老人ホーム」を対象とした調査で、7割の施設が、病院やケアマネジャーから入居者を紹介されていたことがわかった。無届けホームは一般的に費用が安く、医療・福祉関係者が、身寄りのない低所得の高齢者をやむなく紹介する例が多いとみられる。

調査は、高齢者住宅財団（東京）が2016年11月、全国の無届け有料老人ホーム692か所に調査票を送り、32.5%の225か所が回答した。

高齢者がどこからの紹介で入居したかについて複数回答で聞いたところ、最多が「病院や診療所」で70.7%。高齢者の介護プランを作る「ケアマネジャー」が68.9%、高齢者の総合

## 低所得高齢者 やむなく

無届け有料老人ホーム 老人福祉法で義務づけられた都道府県などへの届け出をしていない有料老人ホーム。厚生労働省の昨年6月時点の調査では、全国の有料老人ホームの約1割、1207か所に上る。有料老人ホームは、事業として高齢者を1人以上住ませ、食事、介護、家事、健康管理のどれか一つでも提供する施設。都道府県などの指導指針で、部屋の広さや必要な設備などが定められているが、行政の指導を避けるなどの目的で届け出ない例が多いとされる。

病院や診療所	70.7%
ケアマネジャー	68.9
地域包括支援センター	42.7
入居者の家族	35.6
有料老人ホームなどの紹介会社	10.7
同じグループ内の別の事業所	9.8
行政窓口（福祉事務所以外）	8.9
福祉事務所	6.2
不動産会社	2.7
その他	5.3
無回答	2.7

※高齢者住宅財団の調査。回答施設数225か所。複数回答。%は225か所に占める割合

相談窓口である「地域包括支援センター」が42.7%と続いた。「入居者の家族」が35.6%、「行政窓口」が8.9%、自治体の「福祉事務所」も6.2%あった。

また、入居の動機（複数回答）については、「一人暮らしで家族などの支援がない」が66.7%、「病院から退院後、自宅に戻れない」が62.7%と上位だった。

同調査によると、無届けホームの平均費用は月約10万5000円。届け出されたホームと比べ約2万円安

るのは望ましくない。国や自治体は低所得者の住居確保に力を注ぐべきだ」と指摘。厚生労働省高齢者支援課は「届け出されなければ、行政が実態を把握するのが難しく、事故や虐待などがあっても入居者を保護できない」と話し、自治体に届け出促進を呼びかけている。



結城九段通算1200勝  
最年少45歳3か月

関西棋院の囲碁棋士、結城聡九段(45)が8日、同棋院で行われた名人戦予選で三根康弘四段(29)を破り、45歳3か月の史上最年少で公式戦通算1200勝(506敗、2持碁)引き分けを達成した。史上7人目。これ

## アンケート調査の方法と内容

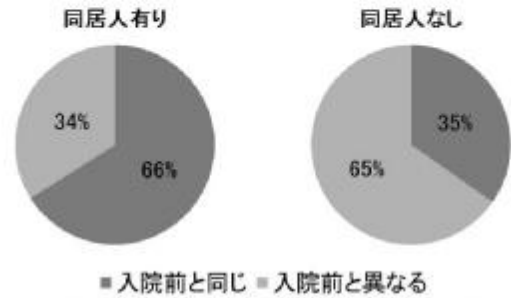
- 対象医療機関：
  - 関東圏・関西圏の一般病棟入院基本料を算定し、療養病床を算定していない病院(1092病院)
- 調査期間：2016年10月上旬～11月中旬
- 回答者：退院調整・支援業務を担当する職員
- 調査の対象患者：入院前は自宅に住んでいた高齢者
- 退院患者の背景についての質問事項：
  - ✓同居人の有無
  - ✓主たる介護者と就労
  - ✓ADLや認知症の状態
  - ✓毎月負担できる金額
  - ✓居住形態 など
- 312医療機関(回答率:28.4%)から917人の退院患者に関する回答



## 同居人の有無



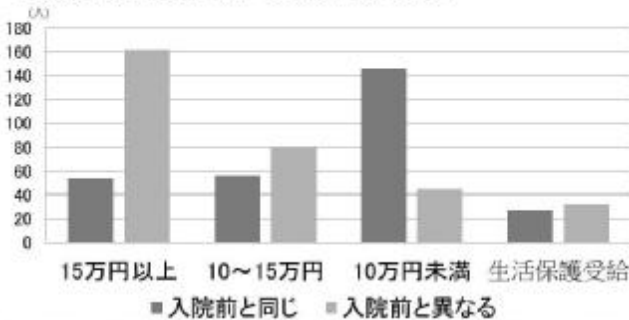
同居人がいる人の方が入院前と同じ住まいに退院できる割合が高い。



## 所得と退院先



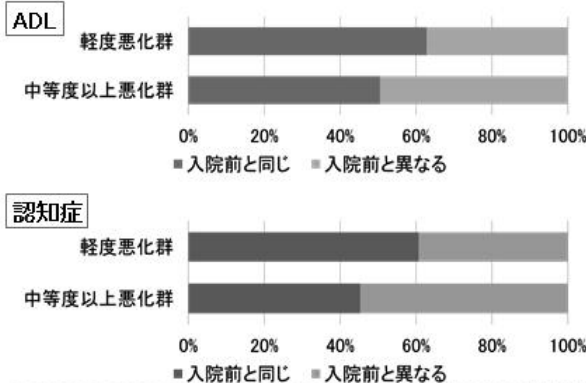
毎月負担できる金額が多い人ほど、入院前と異なる退院先(施設など)になる傾向がある。



## 所得と退院先 その2

- 毎月15万円以上
  - 介護型有料老人ホーム(特定施設) 51%
  - サービス付き高齢者向け住宅 18%
- 毎月10万円～15万円
  - サービス付き高齢者向け住宅 33%
  - 特別養護老人ホーム 20%
- 毎月10万円未満
  - 特別養護老人ホーム 29%
  - 家族の持家・賃貸住宅 16%

## ADL・認知症の変化と退院先



## 本人希望との相違、その理由は？



本人が退院希望 (n=594)



- 1位 家族の介護力不足
- 2位 独居又は近隣に家族がいない
- 3位 家族の不同意 (介護への不安、ケガなどの不安)

ISSN 1345-0123

# 地域 ケアリング

## 低所得者と居住支援

特集編集  
高橋 敏士  
一般財団法人高齢者住宅財団 理事長

平成29年6月号  
2017 Vol19 No.6  
北隆館

- 6 低所得高齢者と居住支援  
高橋 敏士 (一般財団法人高齢者住宅財団 理事長)
- 13 ふるさとの会の居住支援  
滝脇 憲 (NPO 法人自立支援センターふるさとの会 常務理事)
- 23 大牟田市における居住支援と空き家活用  
牧嶋 誠吾 (元大牟田市都市整備部建築住宅課 課長)  
鎌波 進平 (白川病院 医療連携室長)
- 32 地域善隣事業構想とその成果  
落合 明美 (一般財団法人高齢者住宅財団 調査研究部 部長)

# 低所得高齢者と居住支援

一般財団法人 高齢者住宅財団 理事長 高橋 紘士



●たかはし ひろし●  
 特殊法人社会保障研究所研究員、立教大学大学院教授などを経て現在一般財団法人高齢者住宅財団理事長。厚生労働省、国土交通省、総務省、東京都などで審議会、検討委員会の委員歴任。支援付き住宅推進会議共同代表、全国ホームホスピス協会理事などを務める。著書に「地域包括ケアシステム」地域連携論など。

●あらすじ●

低所得の単身高齢者等の居住の問題は深刻な課題である。現在のところ、これらの高齢者の居住には多くの問題があり、しばしば不幸な事件が起こっている。従来の施設での対応が不十分であることは明らかだが、今後、住宅政策の側からの政策的対応も求められる。これらの高齢者は様々な支援が必要で、その支援内容も多様なものが考えられる。その意味で住宅政策と福祉政策の連携と統合だけではなく、実践でも住宅の確保と居住支援を重層的に可能にする事業モデルの開発が重要であり、そのための取組が求められる。

## 1. 問題

低所得高齢者の居住の問題をめぐる悲惨な事件として知られるのは、平成21年3月に発生した群馬県渋川市所在の「静養ホームたまゆら」で入居者9人が犠牲となった火災事故であった。この施設は入居者に食事提供などの便宜を提供して、有料老人ホームとしての届出の義務があったが、無届けのままであった。県の立ち入り調査の

矢先にこの事件が起こり、施設を運営していたNPO法人の理事長は後に業務上過失致死罪で有罪判決が確定した。

この事件が明らかにしたのは、入居者のほとんどが、施設の所在地とは縁もゆかりもない東京出身者で、単身で低所得の高齢者であったことだ。生活保護受給者も多く、出身自治体からの保護費がこの施設に送金されていたが担当者がこの施設を訪れることは皆無であった。

高齢になり、介護も必要になったが特養に入所するまでもない程度で従来の借家に住み続けることが難しくなり、低廉な費用で入居できるこのような施設に移らざるを得なかった。しかもその移住の仲介をしていたのが自治体の福祉事務所等であったことが大きな批判を浴びた。



この事件が発生する前からこのような施設が存在が各種の報道で明らかにされた矢先の事件であり、その後このような地価の安い地域に地元とは関係なく業者がこのような施設を開設し低所得の高齢者を入居させていたことが広く知られるようになった。

また、平成27年5月に川崎市にある簡易宿泊所の火災によって10名が死亡、焼け出された74人のうち、70名は生活保護受給者で、多くは高齢者であった。

インナーシティに立地する高度経済成長期に日雇い労働者の一時的な宿泊施設であった簡易宿泊所はバブル崩壊後、日雇い労働者の雇用先の縮小とこれらの労働者の高齢化のなかで急速に低所得高齢者の居住場所が変わっていった。なかには心身の障害を抱えたものの行き先がなく滞留している単身者も少なくない。便宜的に生活保護が適用され、住宅扶助を家賃として充当することが恒常化している。

さらに、二種社会福祉事業として位置づけられ、本来は一時的利用の場所と想定されていた無料低額宿泊所も行き場のない低所得単

身高齢者の居住の場所となっている。多様な事業主体の参入が可能のため、生活保護受給者の生活扶助費と住宅扶助を一括管理し、さらに介護が必要とされる場合介護保険給付についても関連事業所と連動して吸い上げる、いわゆる貧困ビジネスによる事業運営がおこなわれているものが少なくない。

また、厚生年金層を想定して制度設計が行われたとされるサービス付き高齢者向け住宅（以下サ高住と略）や住宅型有料老人ホームのなかにも低所得高齢者を入居させるビジネスがなりたっている。

平成26年度に行われた全ての類型の届出済みの有料老人ホームと登録済みのサ高住の悉皆調査の結果を利用したクラスター分析による類型化によると（注1）、集計されている6,369のうち756が低所得者向け住まいと分類され12%の割合を占めていた。その七割は有料老人ホームで残りはサ高住。その特徴は有限会社が経営主体の割合が高く、小規模のものが多く、サービスを併設する割合が高く、さらに平均要介護度が3以上の割合が高く、生活保護受給者の割合も高い。

介護保険以前の措置の時代においては老人福祉施設がこれらの高齢者の受け入れ先と考えられてきた。とりわけ、低所得高齢者の受け入れ先は養護老人ホームであり、介護が必要とされる場合は特別養護老人ホームであった。

前者はもともと整備数が少ない上に地域的偏在もあり、また、措置費が自治体負担ということもあり、措置控えといわれる現象もみられ、必ずしも低所得の利用先として十分機能しているとはいえない。

また、後者は介護保険による契約制度への移行のなかで、利用者が一般層に拡大するとともに、一部負担の導入と居住費の徴収が行われるようになり、負担の体系が大きく変化した。生活保護階層には介護扶助、低所得者層には補給給付で負担の軽減措置が行われているとはいえ低所得者層の需要に当たっているとはいえない。

また、双方とも施設利用期間が極めて長期にわたり回転率も低いので新規入所の余地が小さい。入所要件が要介護3以上に厳格化され、それ以下でも一定の条件があれば入所できるとはいえ、本来的には軽度者

低所得高齢者の受け入れ施設は多くの問題を抱えています。

## 各種居住資源の供給に当たっての課題

「生活困窮者自立支援のあり方等に関する  
論点整理のための検討会(第4回)  
(H28.12.1)」資料

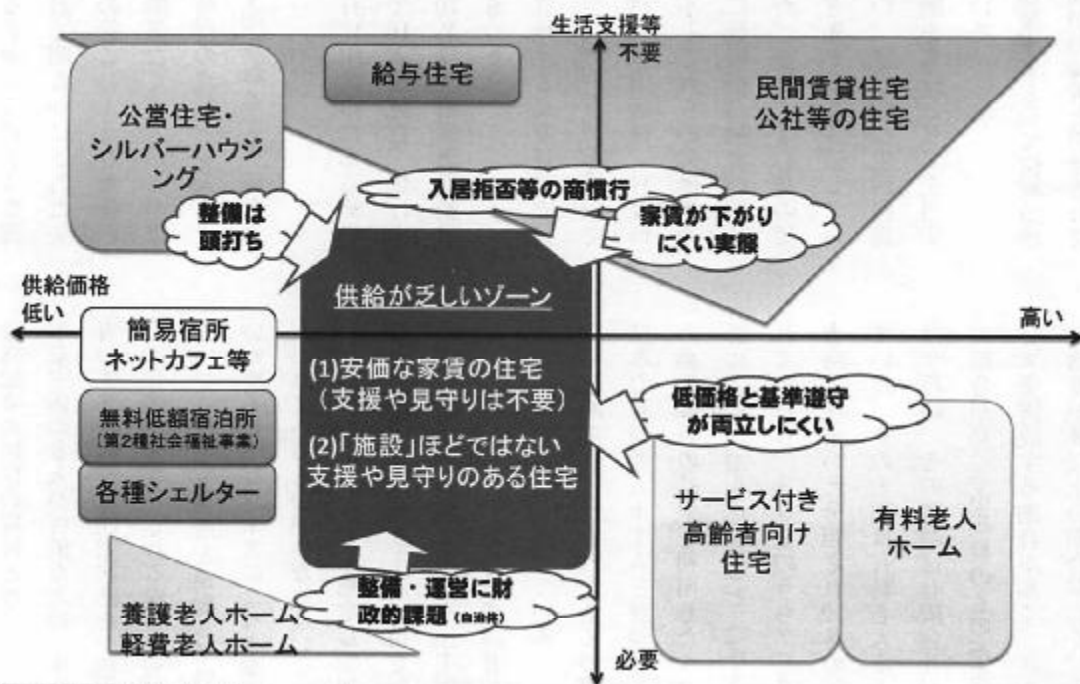


図1 各種居住資源の供給に当たっての課題

生活困窮者の多様なニーズに応じた住居資源は十分とは言えません。

の入所には不適切であり、低所得者の支援  
ニーズは介護だけではないので、対応とし  
て老人福祉施設だけでニーズを充足するに  
はそもそも無理がある。

また、もともと契約による入所で負担が  
少ないのは軽費老人ホームであるが、これ  
も供給量は限られているのが現状である。

このように、現実の低所得高齢者等の多  
様な居住ニーズに対して、供給の質量の不  
備が制度および制度外を問わず、不適切な  
形で、入居者の保護が不十分な居住の場が  
増殖しているのが現実である。

## 2. 現状

ところで、高齢者などの多様な居住の場  
所を供給価格の高低と生活支援等の要不要  
で二次元の図に整理したのが図1である。

この図は生活困窮者支援法の見直し作業  
で居住支援の意義を検討した際に作成され  
たもので、二次元の図のなかに供給が乏し  
いゾーンとして、第一に、支援や見守りは  
不要だが、安価の家賃の住宅の不足、第二  
に、「施設」ほどではない支援や見守りの

ある住宅の二つの不足が指摘され、その理由を説明する吹き出しのなかに、現状と課題が述べられている。

この指摘は、現在の低所得の高齢者向けの住まいの課題の整理にあたって有用なものとなっている。

すなわち、生活支援が不要で供給価格が高い居住施設のグループには市場価格で提供される民間賃貸住宅、そして公的資金の投入によりやや割り引かれるものの原価主義で家賃が設定される公社団体の公的賃貸住宅が分類され、供給価格が高いが、生活支援等が提供される居住の場として、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が位置づけられる。ただし、前にみてきたように有料老人ホームやサ高住でも供給価格が低い者が一定割合みられる。

また、供給価格が安価なものとして、雇い主の負担によって家賃が割り引かれる給与住宅として、公費投入によって家賃が割り引かれているが入居に所得制限がある公営住宅と高齢者向けシルバーハウジングが、供給価格が低いものとして位置づけられる。

一方、供給価格が低く、生活支援等が必

要とされる者の入居の場として、養護老人ホームや軽費老人ホームがあげられ、また、各種シェアター、無料低額宿泊所、および簡易宿泊所、また、ネットカフェなどもこの図に位置づけられている。

まさに、供給が乏しいゾーンに該当する利用者がそのために各種の代替的な居住の場を利用せざるをえず、不適切な生活状況で、また、無権利状態のままに放置されざるを得ず、そのために、冒頭に述べたような事件に遭遇して問題が顕在化してしまうのである。これは少数の一部の問題と考え、放置したままにしておくと同様な社会的コストを発生させるから、政策的対応の課題となっている。図の吹き出しのコメントは、制度の不備と資源の不足があるということを示したものである。また、これらの課題を解決するための政治的イニシアティブの不足の故に簡単には解決できない状況でもあるといえる。

それではこの課題解決のためにどのようなソリューションが考えられるのであろうか。

この特集では、各論で生活の困難を抱えて

いる人々に住まいの確保と居住支援と生活支援を包括的に提供している「ふるさとの家」の実践と、居住支援協議会を中心とした大牟田市での空き家活用を含む多面的な取組、そして、老健局のモデル事業に取り組んだ地域での多様な実践をとりあげた三篇の論文が掲載されている。これらは低所得高齢者に居住支援の問題の解決方向を考えるうえで多大な示唆を与える内容となっている。

### 3. 制度政策

これらを参照していただく前に、現在の政策の動きについて述べておく。

昨年12月に厚労大臣や国交副大臣および局長などの幹部が出席して住宅政策をめぐる協議会がはじめて開催された。これ以降本稿が執筆されるまでに三回が開催され定例化された。

この連絡会議では、両省が取り組む居住関連施策についてそれぞれの担当部局から報告されたが、国交省からは、今国会に制度改正のための法改正が提出され、同時に予算計上が行われた新たな住宅セイフティ

自分の境遇に適していない居住の利用は社会的なコストを発生させます。



## 住宅セーフティネットの法改正には4つのポイントがあります。

ネット制度の概要が説明された。この制度は近年の社会経済の変動が住宅確保配慮者の量的増大と質的変動に居住政策から対応しようとする重要な制度改革といえる内容を含んでいる。

その法改正の中心にあるのは、平成19年に議員立法で制定された「住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律」である。この法は「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者」を対象としたいわゆる「住宅セーフティネット法」と略称で呼ばれている。

そしてこの法律は平成18年にそれまでの「住宅建設計画法」が廃止され、これに代わって住宅のソフト面も含み制定された「住生活基本法」の基本理念にのっとった法として位置づけられている。この法では、住宅確保配慮者の福祉に関する施策等との連携の努力義務が規定され、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸管理者、住宅確保配慮者に対し居住に係る支援を行う団体、などが「居住支援協議会」を組織することができるとしている。この居住支

援協議会は居住支援の推進組織として期待されていたが、現実には都道府県レベルでの組織化は進んだが、市町村ではまだ組織が進んでいない。

また、この法に則した政策の内実は必ずしも十分ではなかった。すでに高齢者住まい法（通称）によるサ高住が居住支援の内容を含んだ住居として整備されてきたのは周知のとおりであるが、これは住宅セーフティネットの役割を果たすのが目的ではなかった。

今回の制度改革の概要は以下のとおりである。第一に、空き家等を住宅確保配慮者等の入居を拒まない賃貸住宅として賃貸人が都道府県に登録する制度を設ける。

第二に、住宅要配慮者の入居を円滑化するために、「居住支援法人」制度を創設し、入居相談と援助を行わせる。

第三に、家賃債務保証を行う業者の登録制度と住宅金融支援機構の保険引き受けの対象に追加して、債務保証機能の強化を図る。

第四に、公営住宅で行われている生活保護受給者の住宅扶助の代理受領制度を民間賃貸住宅にも普及し賃貸住宅の賃借がより容易にする。

このような法改正を前提として、本年度の予算に、社会資本整備総合交付金を活用して登録住宅の改修費補助が導入されることとなっている。国が三分の一、地方が三分の一を負担することとし、一戸あたり国は50万円を限度として補助することとなっている。また、家賃及び家賃債務保証料の低廉化をはかるために国費限度額月二万円として、国二分の一、地方二分の一の家賃減免、および、国費限度額3万円、国、二分の一、地方二分の一の家賃債務保証料などによる、低額所得者の入居負担の軽減措置が導入されることになっている。

さらに、空き家などの既存ストック活用については、専用居室9平米以上として、共同居住方式を可能にしていることも注目される。

このような制度改革によって、既存住宅を活用する登録住宅については年間5万戸、平成32年末には17万5千戸の登録を目標としている。

このような国交省の住宅セーフティネット制度の動向と対応する厚労省の施策は対象ごとの多様な生活支援の施策での一覧は

生活支援の抜本的改革には共生型サービスの導入と支援が欠かせません。

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）						
住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱を進めていくことが必要。						
対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★					
ハード面の供給	確保施設★	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム★ 高齢者ケアホーム★ 障害者ケアホーム★ 児童養護施設★	障害者グループホーム(182)		婦人保護施設★ 婦人相談所一時保護施設★	
	無料相談窓口等	サービス付き高齢者向け住宅★	福祉ホーム★		母子生活支援施設★	
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	公的賃貸住宅(公営住宅・地域包括ケア住宅等)★					
	民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度) ①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②準借住宅(改修費補助・低所得者の家賃軽減)★【新設】(※1)					
入居支援等 (相談、宿泊支援、 契約サポート、コー ディネーター等)	居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度) ①居住支援法人による家賃債務保証★、②住宅金融支援機構による家賃債務保証【新設】(※1)					
	家賃債務保証会社(民間) ①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録★、②住宅金融支援機構による家賃債務保証【新設】(※1)					
生活支援 の提供	社会的養護自立支援事業(虐待)★ (ひとり親及びDV被害者、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る)					
	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】(※1)					
生活支援 の提供	生活困窮者自立支援制度(居住支援)★					
	居住の安定確保支援事業 (住宅確保給付金)★	地域支援事業A (高齢者の安心な住まいの 確保に資する事業)	地域移行支援★	母子・父子自立支援員★	婦人保護事業★	社会的養 護自立支 援事業 (虐待)★
生活支援 の提供	保護施設★	介護予防・日常生活支援 総合事業★	地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★	ひとり親家庭等 日常生活支援事業★		児童養護 施設退所 者等に対 する自立支 援事業 (虐待)★
	一部の無料相談窓口等	介護予防サービス★	障害福祉サービス等 (居宅介護・地域生活支援等) ★	ひとり親家庭等 生活向上事業★		
		日常生活自立支援事業				

【※1】新たな住宅セーフティネット制度については、新築法を平成29年2月3日に閣議決定  
【※2】障がいのある高齢者・重度社に對する。重度障害者に對したグループホームを創設予定(1000年度)  
【※3】高齢者向けの施策として、上記のほか「宅所高齢者等住まい支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(1020-)

図2 住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策(厚労省社会・援護局生活困窮者自立支援室提供資料)

図2である。

この図では、支援施策として、関係者の連携、ハード面の供給、連帯保証人・緊急連絡先の確保、相談・情報提供・契約支援・コーディネートなどの入居支援・生活支援の提供という支援の内容ごとの政策が低所得者、高齢者・障害者・子育て世帯、DV被害者・児童養護施設退所者などの対象別にどのように施策が用意されているかを整理したものがとなっている。住宅政策は横断的だが、生活支援施策は対象別タテワリであることが改めて実感されるだろう。

このような状況を克服するためにも、厚労省が推進しようとしている、地域共生社会構想による「まるごと」の相談支援体制の構築と共生型サービスの導入が重要となる。

#### 4. 結語

地域包括ケアシステムの構成要素として有名な鉢植えの図でしめされたように「住まいと住まい方」が大きな位置をしめる。これまでは在宅ケアの前提としての住まいのあり方は持ち家と家族との同居を前提としていた

## 時代による家族形態等の変化に伴い、必要とされる施設・政策は変化していきます。

めに、視野にはいつていなかったといえる。今日高齢者のみならず、障害者、シングルファミリーに代表される子育て世帯の増大はこのような前提がおおきく崩れる。

また、従来の施設・病院と在宅の関係性が大きく変化すると、持家借家を問わず低所得層で問題が一層顕在化する。高齢者住宅財団が行った、急性期病院からの退院者の自宅復帰の理由のなかに、経済的な理由で他の手段が得られない、「やむを得ない在宅」と呼ぶべき層があることが明らかになった。(注3)

支援を必要とする人々を地域社会に包含するインクルージョンの理念からいっても、高コストの病院・施設依存体系からの転換をはかるうえででも居住支援の政策と制度、そして実践論の整備が急務であることはいままでもない。

現在行われている生活困窮者支援法の施行後の見直し作業においても、昨年末に公表された検討メモ(注2)で1章を削いで、居住支援の果たす役割について言及されている。

今後、この住宅セーフティネット制度が厚労省が所管する社会保障行政と密接に連携協

働し、地方での社会保障の一環としての住宅行政の確立へと展開することを期待したい。

ただ最期に二点、付言しなければならぬことがある。第一に、国ではこのような住宅行政と福祉行政の連携が進みつつあるが、問題は地方自治体、とりわけ市町村行政のレベルでの連携である。大牟田市の事例や地域連携事業のモデル事業で紹介した地域ではこのような連携が実現しつつあるといえるが、全国の自治体を見渡すとまだまだ、このような連携は未熟な段階に止まる。これをどのように全国に普及していくか大きな課題である。

第二に、今後の動向を考えると居住問題は益々深刻の度合いを迎える。いよいよ、これまで日本の社会保障のミッシングリックであり、先進諸国では重要な社会保障制度の一翼を担う住宅手当、あるいは家賃補助制度の創設整備が必要となる。現実的には生活保護の住宅扶助の単給化、介護保険で行われている補給給付の一般化を併せて再編し、高齢者、障害者の居室での生活のための経済給付を行えるようにすること、必要とされる生活支援を行える財源確

保を併せて構想する必要がある。しかし財源難のなかでこの課題が政策課題として現実化する時は来るのであろうか。

注1) 野村総合研究所「高齢者住まいが果たしている機能・役割に関する実態調査」(平成27年3月・平成26年度老人保健事業推進費補助金による)

注2) 生活自立支援のあり方に関する論点整理「平成29年1月23日生活支援制度もあり方に関する検討会資料」

注3) 高齢者住宅財団「医療・介護ニーズがある高齢者等の地域居住のあり方に関する調査研究事業」(平成28年3月・平成27年度老人保健事業推進費等補助金による)、なお、この調査の内容をもとに座談会を行った記事は、宇都宮宏子・宮島俊彦・武藤正樹・高橋敏士「退院後の地域居住を可能にする医療・介護・住居のシステム」(社会保険旬報2016年8月11日号)

追記 平成28年度に高齢者住宅財団が実施した、研究事業は本特集と関連が深い。本財団のHP (<http://www.koujinzai.or.jp>) 上で公開予定なので参照されたい。

①医療・介護ニーズがある高齢者等の地域居住のあり方に関する調査研究事業、②低所得・低資産高齢者の住まいと生活支援の効果的な対応方策に関する調査研究事業、③未届け有料老人ホームの実態に関する調査研究事業、④生活困窮者の賃貸住宅入居支援にかかる具体的な方策の普及に向けた検討事業